

資料 1

「94 その他の各種事業」以外の業種について

「94 その他の各種事業」以外の業種について

第1回から第3回までは、規模の大きな「94 その他の各種事業」について、再編の可否を検討してきたところ。

ここでは、他の業種について、分割或いは統合の可否について整理する。

1. 業種の分割について

「94 その他の各種事業」以外で、保険集団の大きさの観点から分割検討の対象となり得るものとしては、現行54業種のうち2番目に大きな保険集団となっている「98 卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業」が挙げられる。

「98 卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業」は以下の3つの細目からなる。

9801 卸売業・小売業

9802 飲食店

9803 宿泊業

「98 卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業」の労災保険適用状況

年度	適用事業場数	適用労働者数	業災新規受給者数	業災新規年金受給者数
H26	545,145	14,201,473	133,815	330
H27	550,741	14,472,798	134,954	318
H28	554,923	14,782,168	136,733	331

平成26年経済センサス

日本標準産業分類	民営事業所数	民営従業者数	民営雇用者数
I 卸売業, 小売業	1,407,235	12,031,345	11,413,360
M 宿泊業, 飲食サービス業	725,090	5,489,571	4,929,517

(注) 雇用者数＝有給役員＋常用雇用者＋臨時雇用者。

「98 卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業」における以下の状況を踏まえると、直ちに分割が必要とまでは言えないと考えられる。

- ・平成18年度労災保険率改定時に分割新設したものであること、
- ・直近の平成30年度労災保険率改定において引き下げとなっており(3.5厘→3厘)、事業主の労働災害防止努力が料率に反映されていると考えられること。

2. 業種統合の可否について

「労災保険の事業の種類に係る検討会報告書」（平成 25 年 3 月）を踏まえて、新規受給者数（業務災害）が千人を下回る業種について、統合可否を検討する。

平成 28 年度において新規受給者数（業務災害）が千人を下回る業種は、以下の 22 業種である。

業種	新規受給者数
11 海面漁業	467
12 定置網漁業又は海面魚類養殖業	636
21 金属鉱業、非鉄金属鉱業又は石炭鉱業	141
23 石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	24
24 原油又は天然ガス鉱業	15
25 採石業	261
26 その他の鉱業	167
31 水力発電施設、隧道等新設事業	498
32 道路新設事業	336
33 ほ装工事業	537
34 鉄道又は軌道新設事業	44
45 パルプ又は紙製造業	731
48 ガラス又はセメント製造業	681
49 その他の窯業又は土石製品製造業	916
51 非鉄金属精錬業	607
55 めつき業	948
62 陶磁器製品製造業	201
63 洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業	471
64 貴金属製品、装身具、皮革製品製造業	432
73 港湾貨物取扱事業	223
74 港湾荷役業	433
81 電気、ガス、水道又は熱供給の事業	727

以上の 22 業種について、統合を検討できそうな単位でグループ化すると次頁の表のとおり。ただし統合に際しては、平成 25 年 3 月の報告書に照らすと以下の課題があり、業種統合の要件に適合していないと考えられる（仮に業種統合した場合には、事業主の労働災害防止インセンティブを阻害するおそれがあると考えられる）。

- ① 類似すると考えられる業種との間に、料率水準の乖離があるもの
- ② 作業態様の観点から、類似する業種を見出すことが困難なもの
- ③ 業界組織の観点から、類似する業種を見出すことが困難なもの
- ④ 類似すると考えられる業種を統合しても、新規受給者数が千人前後に止まるもの

統合パターンの検討

統合を検討する業種グループ	料率	適用労働者数	新規受給者数	課題	
11 海面漁業	18	19,396	467	} 1,103	①、④
12 定置網漁業又は海面魚類養殖業	38	9,252	636		
21 金属鉱業、非鉄金属鉱業又は石炭鉱業	88	1,142	141	} 608	①、④
23 石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	16	2,787	24		
24 原油又は天然ガス鉱業	2.5	1,148	15		
25 採石業	49	9,234	261		
26 その他の鉱業	26	7,931	167		
31 水力発電施設、隧道等新設事業 (37 その他の建設事業)	62 (15)	20,873 (761,605)	498 (9,611)		①
32 道路新設事業	11	32,441	336	} 917	①、④
33 ほ装工事業	9	52,699	537		
34 鉄道又は軌道新設事業	9	4,071	44		
32 道路新設事業	11	32,441	336		①
33 ほ装工事業	9	52,699	537		
34 鉄道又は軌道新設事業	9	4,071	44		
(37 その他の建設事業)	(15)	(761,605)	(9,611)		
45 パルプ又は紙製造業 (44 木材又は木製品製造業)	6.5 (14)	48,466 (199,175)	731 (5,069)		①
48 ガラス又はセメント製造業	6	55,127	681		①、③
49 その他の窯業又は土石製品製造業	26	58,043	916		
62 陶磁器製品製造業 (66 コンクリート製造業)	18 (13)	23,074 (72,691)	201 (1,803)		
51 非鉄金属精錬業 (52 金属材料品製造業)	7 (5.5)	39,339 (67,401)	607 (1,089)		①
55 めつき業 (54 金属製品製造業又は金属加工業)	7 (10)	38,139 (691,343)	948 (15,416)		①
63 洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業 (54 金属製品製造業又は金属加工業)	6.5 (10)	20,856 (691,343)	471 (15,416)		①
64 貴金属製品、装身具、皮革製品製造業 (61 その他の製造業)	3.5 (6.5)	35,180 (655,341)	432 (10,158)		①
73 港湾貨物取扱事業	9	19,477	223	} 656	①、④
74 港湾荷役業	13	26,211	433		
81 電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3	152,969	727		②、③

(注) 統合パターンの検討に際して、新規受給者数が千人以上の業種を括弧 () で記載している。

(参考) 業種区分の見直しに係る考え方

近年の業種区分の見直しは、「労災保険率の設定に関する基本方針」(平成 17 年 3 月 25 日)及び「労災保険の事業の種類に係る検討会報告書」(平成 25 年 3 月 21 日)で整理された考え方に基づき行われてきた。

労災保険率の設定に関する基本方針(平成 17 年 3 月 25 日)(抄)

1 業種別の設定

労災保険率は、業種別に設定する。

労災保険の業種区分は、労働災害防止インセンティブを有効に機能させるという観点から、作業態様や災害の種類類似性のある業種グループ等に着目して、当該グループごとの災害率を勘案して分類することとする。

その際には、費用負担の連帯性の下に労働災害防止活動を効果的に浸透させていくことのできる業界団体等の組織状況等について斟酌しつつ、保険技術上の観点から、保険集団としての規模及び日本標準産業分類に基づく分類等をも勘案する。

労災保険の事業の種類に係る検討会報告書(平成 25 年 3 月 21 日)(抄)

業種の区分の再編は、「労災保険率の設定に関する基本方針」(平成 17 年 3 月 25 日制定)を基本とし、具体的には次のことも考慮すべきである。

(1) 業種の区分の分離

- ① その他の各種事業は、平成 18 年度の業種区分の再編以降も、適用事業場数の 3 分の 1 を占めているが、このような大きな保険集団を分離する時には、関係業界団体等の組織・活動状況が労働災害防止活動を期待できるような状況であること。
- ② 新たに分離した業種の労災保険率が、労働災害防止のインセンティブを事業主に喚起させるような労災保険率であること

(2) 業種の区分の統合

- ① 労災保険率は、災害の重篤さも含めた災害率に該当するものであることから、統合する対象の業種双方の労災保険率がほぼ同等であること
- ② 統合する対象の業種における作業態様が類似していること
- ③ 統合により、関係業界団体等の労働災害防止活動が停滞しないように、組織・活動状況を斟酌すること
- ④ 小さな保険集団をできる限りなくすため、統合する業種の区分の対象に、年間の新規受給者数が 1,000 人未満の業種の区分が含まれていること
- ⑤ 統合した業種の区分に係る災害率を経年的に把握・分析すること

なお、製造業以外の産業では、①業種の区分数が少ないこと、②産業の分類内の労災保険率に著しい差があることから、現状では、製造業内での業種の区分の再編を図るべきである。

労災保険率の業種別・適用事業場数及び適用労働者数

(平成28年度末時点)

業種	現行料率	事業場数	構成比	労働者数	構成比
全業種		2,787,965	100.0%	57,484,440	100.0%
林業		14,258	0.5%	64,596	0.1%
漁業		3,776	0.1%	28,648	0.0%
鉱業		3,008	0.1%	22,242	0.0%
建設事業		647,785	23.2%	5,046,790	8.8%
製造業		366,471	13.1%	8,601,095	15.0%
運輸業		74,142	2.7%	2,903,115	5.1%
電気、ガス、水道又は熱供給の事業		2,375	0.1%	152,969	0.3%
船舶所有者の事業		4,665	0.2%	55,742	0.1%
その他の事業		1,671,485	60.0%	40,609,243	70.6%

林業	02又は03	林業	60	14,258	0.5%	64,596	0.1%
漁業	11	海面漁業	18	2,065	0.1%	19,396	0.0%
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	38	1,711	0.1%	9,252	0.0%
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業	88	78	0.0%	1,142	0.0%
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	16	168	0.0%	2,787	0.0%
	24	原油又は天然ガス鉱業	2.5	30	0.0%	1,148	0.0%
	25	採石業	49	1,248	0.0%	9,234	0.0%
	26	その他の鉱業	26	1,484	0.1%	7,931	0.0%
建設事業	31	水力発電、ずい道等新設事業	62	656	0.0%	20,873	0.0%
	32	道路新設事業	11	2,140	0.1%	32,441	0.1%
	33	舗装工事業	9	6,559	0.2%	52,699	0.1%
	34	鉄道又は軌道新設事業	9	175	0.0%	4,071	0.0%
	35	建築事業	9.5	405,609	14.5%	3,435,232	6.0%
	38	既設建築物設備工事業	12	111,990	4.0%	482,123	0.8%
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	6.5	17,228	0.6%	257,746	0.4%
37	その他の建設事業	15	103,428	3.7%	761,605	1.3%	
製造業	41	食料品製造業	6	44,684	1.6%	1,363,560	2.4%
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4	18,632	0.7%	366,195	0.6%
	44	木材又は木製品製造業	14	20,105	0.7%	199,175	0.3%
	45	パルプ又は紙製造業	6.5	806	0.0%	48,466	0.1%
	46	印刷又は製本業	3.5	15,873	0.6%	275,579	0.5%
	47	化学工業	4.5	13,113	0.5%	579,358	1.0%
	48	ガラス又はセメント製造業	6	1,424	0.1%	55,127	0.1%
	66	コンクリート製造業	13	5,164	0.2%	72,691	0.1%
	62	陶磁器製品製造業	18	1,260	0.0%	23,074	0.0%
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	26	5,372	0.2%	58,043	0.1%
	50	金属精錬業	6.5	2,507	0.1%	177,911	0.3%
	51	非鉄金属精錬業	7	836	0.0%	39,339	0.1%
	52	金属材料品製造業	5.5	1,777	0.1%	67,401	0.1%
	53	鋳物業	16	2,269	0.1%	46,688	0.1%
	54	金属製品製造業又は金属加工業	10	52,593	1.9%	691,343	1.2%
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業	6.5	1,296	0.0%	20,856	0.0%
	55	めつき業	7	2,105	0.1%	38,139	0.1%
	56	機械器具製造業	5	42,228	1.5%	828,917	1.4%
	57	電気機械器具製造業	2.5	27,331	1.0%	1,401,919	2.4%
58	輸送用機械器具製造業	4	54,380	2.0%	1,237,063	2.2%	
59	船舶製造又は修理業	23	7,396	0.3%	75,748	0.1%	
60	計量器、光学機械、時計等製造業	2.5	5,846	0.2%	243,982	0.4%	
64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5	3,255	0.1%	35,180	0.1%	
61	その他の製造業	6.5	36,219	1.3%	655,341	1.1%	
運輸業	71	交通運輸事業	4	13,851	0.5%	784,632	1.4%
	72	貨物取扱事業	9	58,664	2.1%	2,072,795	3.6%
	73	港湾貨物取扱事業	9	678	0.0%	19,477	0.0%
	74	港湾荷役業	13	949	0.0%	26,211	0.0%
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3	2,375	0.1%	152,969	0.3%
船舶所有者の事業	90	船舶所有者の事業	47	4,665	0.2%	55,742	0.1%
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13	63,199	2.3%	370,531	0.6%
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	13	22,554	0.8%	263,260	0.5%
	93	ビルメンテナンス業	5.5	22,931	0.8%	1,118,929	1.9%
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5	14,783	0.5%	754,591	1.3%
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5	6,590	0.2%	419,240	0.7%
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3	554,923	19.9%	14,782,168	25.7%
	99	金融業、保険業又は不動産業	2.5	66,313	2.4%	1,914,775	3.3%
94	その他の各種事業	3	920,192	33.0%	20,985,749	36.5%	

労災保険率の改定経過表

(単位：1/1,000)

事業	番号	事業の種類	料率改定経過										
			H4. 4. 1	H7. 4. 1	H10. 4. 1	H13. 4. 1	H15. 4. 1	H18. 4. 1	H21. 4. 1	H24. 4. 1	H27. 4. 1	H30. 4. 1	
林業	02 又は 03	林業	木材伐出業	142	137	134	133	59	60	→	→	→	→
			その他の林業	41	→	39	→						
漁業	11	海面漁業	67	61	59	56	52	41	32	20	19	18	
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	42	→	40	42	40	→	41	40	38	→	
鉱業	21	金属鉱業、非金属 鉱業又は石炭鉱業	金属又は非金属鉱業	99	94	89	→	87	→	→	88	→	→
	(22)		石炭鉱業	111	106								
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	66	60	→	57	53	46	30	19	20	16	
	24	原油又は天然ガス鉱業	10	→	→	9	7	6.5	→	5.5	3	2.5	
	25	採石業	72	→	→	71	69	70	→	58	52	49	
	26	その他の鉱業	40	36	→	35	32	28	24	25	26	→	
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	149	144	134	133	129	118	103	89	79	62	
	32	道路新設事業	49	43	33	31	29	21	15	16	11	→	
	33	舗装工事業	29	24	20	19	17	14	11	10	9	→	
	34	鉄道又は軌道新設事業	68	52	38	34	30	23	18	17	9.5	9	
	35	建築事業	32	25	22	20	17	15	13	→	11	9.5	
	38	既設建築物設備工事業	25	19	15	→	14	→	→	15	→	12	
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	34	28	20	19	16	14	9	7.5	6.5	→	
	37	その他の建設事業	38	30	27	26	23	21	19	→	17	15	
製造業	41	食料品製造業	食料品製造業(たばこ等製造業を除く。)	9	→	→	→	7	7.5	6.5	6	6	→
	(65)		たばこ等製造業	6	→	→	7	5.5	6.5	5.5	6		
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	7	→	→	6.5	5.5	→	4.5	4	4.5	4	
	44	木材又は木製品製造業	26	24	23	→	21	18	15	13	14	→	
	45	パルプ又は紙製造業	11	→	10	9	8.5	7.5	7	7.5	7	6.5	
	46	印刷又は製本業	7	6	→	→	5	→	4.5	3.5	→	→	
	47	化学工業	8	→	→	7.5	6	6.5	5	→	4.5	→	
	48	ガラス又はセメント製造業	9	8	→	8.5	7.5	→	→	→	5.5	6	
	66	コンクリート製造業	-	-	18	→	15	14	→	13	→	→	
	62	陶磁器製品製造業	20	19	→	18	17	→	18	19	→	18	
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	27	26	→	→	25	26	→	→	→	→	
	50	金属精錬業	9	8	→	→	7	7.5	7	6.5	7	6.5	
	51	非鉄金属精錬業	11	10	→	→	8	7.5	8.5	7	6.5	7	
	52	金属材料品製造業	18	15	11	→	10	8.5	7.5	7	5.5	→	
	53	鋳物業	21	20	→	→	18	→	19	17	18	16	
	54	金属製品製造業又は金属加工業	22	17	→	16	14	→	11	10	→	→	
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業	16	14	12	→	10	9	7.5	6.5	→	→	
	55	めつき業	13	11	10	→	8.5	→	6	7	→	→	
	56	機械器具製造業	11	10	9	8.5	7	→	6.5	5.5	→	5	
	57	電気機械器具製造業	6	→	→	5.5	5	4.5	3.5	3	→	2.5	
	58	輸送用機械器具製造業	8	→	7	→	5.5	6	5	4.5	4	→	
59	船舶製造又は修理業	23	22	→	23	22	→	23	→	→	→		
60	計量器、光学機械、時計等製造業	6	→	→	5.5	5	4.5	3	2.5	→	→		
64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	8	7	6	→	5.5	→	4	→	3.5	→		
61	その他の製造業	12	11	10	→	8	→	7.5	7	6.5	→		
運輸業	71	交通運輸事業	7	→	→	6.5	5	5.5	5	4.5	→	4	
	72	貨物取扱事業	19	15	→	→	13	→	11	9	→	→	
	73	港湾貨物取扱事業	29	26	22	20	17	13	12	11	9	→	
	74	港湾荷役業	53	47	38	35	31	23	17	16	13	→	
電気	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	6	→	→	5.5	5	4.5	3.5	3	→	→	
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	11	→	→	13	11	12	→	→	13	→	
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	14	→	→	→	12	13	→	→	12	13	
	(92)	一般失業対策事業	12	→	-	-	-	-	-	-	-	-	
	93	ビルメンテナンス業	6	→	→	6.5	6	6.5	6	5.5	→	→	
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6	→	→	6.5	6	7	→	6.5	7	6.5	
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	-	-	-	-	-	4.5	3	2.5	→	→	
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	-	-	-	-	-	5	4	3.5	→	3	
	99	金融業、保険業又は不動産業	-	-	-	-	-	4.5	3	2.5	→	→	
	94	その他の各種事業	6	→	→	5.5	5	4.5	3	→	→	→	
		90	船舶所有者の事業	-	-	-	-	-	-	50	→	49	47

(注1) 「一般失業対策事業」は平成8年に廃止された。
(注2) 平成10年4月1日に「コンクリート製造業」を「その他の窯業又は土石製品製造業」から分離独立させた。
(注3) 平成10年4月1日に「金属又は非金属鉱業」と「石炭鉱業」を統合し、「金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業」を新設した。
(注4) 平成15年4月1日に「木材伐出業」と「その他の林業」を統合し、「林業」を新設した。
(注5) 平成18年4月1日に「通信業、放送業、新聞業又は出版業」と「卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業」と「金融業、保険業又は不動産業」を「その他の各種事業」から、分離独立させた。
(注6) 平成22年1月1日に雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号)により、船員保険事業のうち職務上疾病及び年金部門が労災保険に統合されたことに伴い「船舶所有者の事業」を新設した。
(注7) 平成27年4月1日に「食料品製造業」と「たばこ等製造業」を統合した。

近年の主な適用事業細目見直しの状況

H15. 4. 1	H18. 4. 1	H26. 4. 1
4101～6601 製造業（大分類）160区分		4101～6601 製造業（大分類）33区分
9408 通信業	9701 通信業	
	9702 放送業	
9404 新聞業又は出版業	9703 新聞業又は出版業	
9405 卸売業・小売業	9801 卸売業・小売業	
	9802 飲食店	
9417 旅館その他の宿泊所の事業	9803 宿泊業	
9406 金融、保険又は不動産の事業	9901 金融業	
	9902 保険業	
	9903 不動産業	
9411 広告、興信、紹介又は案内の事業		
9412 速記、筆耕、謄写印刷又は青写真業		
9418 映画の制作、演劇等の事業		
9419 劇場、遊技場その他の娯楽の事業		
9420 洗たく、洗張又は染物の事業		
9421 理容、美容又は浴場の事業		
9422 物品賃貸業		
9423 写真、物品預かり等の事業		
9414 医療保健、法務、教育、宗教、研究又は調査の事業	9426 研究又は調査の事業	
	9425 教育業	9425 教育業
		9433 幼稚園
		9435 認定こども園
	9424 医療保健業	9434 保育所
		9431 医療業
		9432 社会福祉又は介護事業
		9436 情報サービス業
9416 前各項に該当しない事業		